

社会福祉法人戸田わかくさ会評議員及び役員に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸田わかくさ会の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員及び役員の報酬等の総額)

第3条 評議員の報酬等の総額は、各年度40万円を超えない範囲とする。

2 役員の報酬等の総額は、各年度50万円を超えない範囲とする。

(評議員会及び理事会への出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	1,000円

2 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	1,000円

3 第1項及び第2項の会議が半日で終了したときは、報酬の半額を支払うものとする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第5条 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長が理事会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 第1項から第4項までの業務が半日で終了したときは、報酬の半額を支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人戸田わかくさ
会旅費規程の例により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支
払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、本規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日より適用する。

別表 (第5条関係)

名 称	報酬(月額)	費用弁償(月額)	備 考
理事長業務報酬等(月額)	10,000円	1,000円	
理事及び評議員業務報酬等(月額)	10,000円	1,000円	
監事監査指導報酬等(月額)	10,000円	1,000円	